

「旧美作市役所：本庁舎」物品無償譲渡会実施要領

「旧美作市役所本庁舎」解体撤去工事を行っています。つきましては、使用しなくなった事務机やロッカー、キャビネットなどの備品について、利用できる方への無償譲渡を行い、その後廃棄処分します。

無償譲渡に当たっては、下記の日程、内容で「物品無償譲渡会」を開催します。参加は任意で、事前の予約は不要とします。

当日に先着順で受付を行い、持ち帰っていただきます。以下の注意事項に同意される方が参加することができます。

【下見会】

(1) 日 程 10月15日(水) 午後1時30分～午後4時まで

※物品の現状を見ることができます。下見会では譲渡はできません。

(2) 場 所 旧美作市役所裏：立体駐車場周辺

駐車場 旧美作市役所北側：旧職員駐車場

【譲渡会】

(1) 日 程 10月19日(日) 午前9時～午後3時

※小雨決行とし、荒天の場合は前日までにHPで中止を周知します。

(2) 場 所 旧美作市役所裏：立体駐車場周辺

(以下「旧本庁舎」という。別図参照)

・駐車場 旧本庁舎北側：旧職員駐車場

・受 付 旧本庁舎北側：旧職員駐車場入口付近

(3) 対象者

市民、自治会、市内事業所(当日身分証明書等で確認します)の方で、ご自身で搬出・積み込み作業を行える方(市職員は補助など行いません。)

(4) 譲渡会の流れ(方法) ※詳しくは別紙チラシを確認ください。

①受付は、旧本庁舎北側 旧職員駐車場となります。

内容を確認の上、必要事項(氏名(団体、事業者名、代表者)、住所、連絡先)をご記入いただきます。

②受付後、順次(入場制限します)、旧本庁舎内の物品の譲渡を行います。

※1組あたり約30分を見込んでいます。

- ③譲渡可能な物品は、個人・団体等とも1回の受付 1人5点まで。
- ④搬出車両を会場内に移動し、対象の物品をご自身で搬出してください。
- なお、工具、台車等の貸出し、搬出のお手伝いはできません。

(5) その他留意事項

- ① 物品は現状引き渡しとし、搬出作業中の破損、引渡し後の不調や故障、隠れた瑕疵等についての補償、返品等は一切受け付けません。
- ② 参加者が使用するものだけを譲渡します。転売目的の譲渡は行いません。
- ③ 物品は適切に使用するものとし、不法投棄等違法行為は行わないでください。今後、処分料が発生しても美作市は負担しません。
- ④ 物品、受付の事前予約はしません。物品については下見会で確認できます。譲渡会当日の混雑を避けるためにも、できるだけ下見会に参加してください。
- ⑤ 下見会、譲渡会での事故やトラブル等について、美作市は一切の責任を負いません。
- ⑥ 駐車場は旧本庁舎北側の旧職員駐車場をご利用ください。搬出は旧本庁舎西側の土手を南下してください。
- ⑦ 旧本庁舎内の電気・電源は使用できません。また、旧本庁舎内のトイレは使用できません。トイレは隣接する美作市民センターのトイレをご利用ください。
- ⑧ 会場では必ずスタッフの指示に従ってください。
- ⑨ 物品に関する質問は一切受け付けません。

(6) お問い合わせ先

美作市役所総務部 契約管財課

電 話：0868－72－0929（直通）

F A X：0868 - 72 - 6367

メール：kanzai@city.mimasaka.lg.jp